

色葉字類抄畠字門の訓読の語の性質

—古辞書研究の意義にふれて—

山田俊雄

三巻本色葉字類抄は、前田家尊經閣本と、黒川家本とが知られている。前田家本は上下二巻のもので、中一巻を缺いている上に、下巻に脱張があるので、黒川家本を以てその缺を補わなければならぬが、とにかく古色を存する本として最も珍重すべきものである。本稿においても、前田家本を主軸とし、缺を補うに黒川家本をもつてするという常道に従うことにする。前田家本・黒川家本共にそれぞれ独立しては、三

巻本色葉字類抄の本来の姿を忠実に伝えたものでなく、伝写の間の誤脱が存することは、既に家父が「色葉字類抄放略」において詳しく考勘したところであるから、今こゝに新たにその点についての校訂の作業を繰返さない。

本稿の主題は掲げたように三巻本色葉字類抄の畠字門に收められてある訓読の語の性格を明かにすることであるが、

伊呂波字類抄⁽¹⁾は普通に国語辭書と考へられて居る。此の書は純粹な国語と、その編述当時普通に行はれた漢語とを集めて伊呂波順に列ねたものであるから、之を国語の辞書といふのも少しも無理ではない。併しながら、之を綺語抄や和歌童蒙抄に比すれば、一は分類体、一は伊

(1) 橋本進吉博士の説

19

呂波引、一は古語に見える難解の語を集めたもの、一は一般に用ゐる普通の語を収めたものといふ差異を別にして、猶、著しい差異がある。綺語抄や和歌童蒙抄は古代の国語の意義を解釈したものであつて、必しも漢字を要せぬのであるが、伊呂波字類抄は漢字が本文となり、訓又は音は、その下に附せられて附属物のやうになつて居る。併し、その音又は訓は實際、語を検索する時の目標であるから、勿論缺くべからざるものであるが、若し此だけを存して上の漢字を除き去つたならば、此の書は全然体裁を成さなくなるのである。此に由つて観れば、漢字が此の書に缺くべからざる要素である事明である。実際に、此の書は、綺語抄、和歌童蒙抄の如く、国語の意義を知る為のものではなく、訓又は音から、之に当る漢字を索める為のものであつて、漢字の下に意義を註したのは、主として同訓異字を分つ為、之に音を註したのは、素め出した字を用ゐる時の便宜の為である。故に伊呂波字類抄は純粹な国語辞書ではなく、よみから漢字を索める辞書であつて、其の主眼とする所は、漢字に在るのであるから、国語辞書といふよりも、寧、仮名引漢字辞書といふべきである。(「古本節用集の研究」三〇一一三〇三頁)

(二) 時枝誠記博士の説

……次に国語を記載する側からの要求に応ずる辞書も現れた。漢字漢語は万葉時代から国語の記載には缺くべか

らざるものとなつた。平安朝に入つて、仮名が創造せられて仮名専用文が成立したが、それは或る一部の社会の使用に限られて居つて、一般的の実用には漢字漢語を交へて国語を記載するといふことが次第に盛になつて來た。これら漢字記載の便宜の為に使用せられるものは、国語に相当する處の漢字漢語を求めるところの辞書である。世俗字類抄、色葉字類抄の如きは平安朝末期に成立し、室町時代には節用集の如きがあらわれて、一般階級の日常の要求に応ずる様になつた。その組織は、求めべき主体となる国語をいろは順に従つて排列し、いの部の部等の中を更に天地、人倫等の部門に従つて細別し、当該国語に相当すべき漢字漢語をそこに所属せしめて居る。

以上の如き字書⁽²⁾或は辞書は、国語が漢字を以て記載され、又国語を漢字を以て記載すると云ふ実際問題から必然的に生まれて来たもので、記載の為の検索に便する為もあり、又読書の理解の為でもあつた。これら字書辞書の成立は、国語と漢字漢語との接触或は国語への漢字漢語の流入混淆といふ現実の事実に基くものであつて、漢字漢語が国語の要素となつて來た事態の反影といふべきものである。(「国語学史」八一八二頁)

(三) 山田孝雄の説

色葉字類抄の組織の案出せられたことは我が国民が自

国語を主体とし、漢字を客とすることを字書の上に実行したこととて、一面に於いて国民的自覺の反影と見なすべきものである。これをかの倭名類聚鈔が漢字に基づいてその和名を知らうと企てたことに比ぶれば相表裏するといふべきものであるが、しかもこれは国語に該当する漢字を読むべきものであるが故に国語の字書と認め難いやうにも見ゆる。それ故に私は之に⁽³⁾ついて少し説をなす必要を認むる。抑もわが國に於ける漢字の辞書には、漢字を読む為のものと、漢字を使用する為のものとの二様あるのであるが、本書はいふまでもなく漢字を使用することを目的として編せられたものである。さて又漢字を使用するについて本邦に於いて、昔から今日に至るまで二様の目的がある。一は漢詩文を作らうとする為に用ゐるものであり、一は国文を作らうとする為に用ゐるものである。この色葉字類抄は漢詩文を作らうとするに用ゐることを目的としたもので無いことは誰が見ても異存の無い程明白であつて、その目的は實に当時の実用文を草する人の用に供するにあつたことは明かである。それに本書は国語から漢字を引く辞書であるには相違ないが、その実は国文を草するに必要な文字を検出する用に供したものであつて、漢字又は漢語の本義を知らうとする為に編したもので無いといふことを十分考へてみてみるとべきである。即ちかくの如き字書の必要だつたのは当時の

(四) 重松信弘氏の説

わが国の文章界の事情が之を然らしめたもので、編者は決して漢字の学問の為にかやうな著述をしたもの無いといふことは疑ふべきでない。この故に私はこれを国語字書の一種とすべきもので、いはば当時の作文実用辞典といふべきものであると信ずる。(「国語学史要」四九一五〇頁)

……既に名義抄の夥しい訓註によつて、我国に於ける漢字の理解消化の著しい姿を見たが、本書は更にその理解消化の基礎に立つて、これを日常文の上に自在に駆使せんとするものであり、しかもこれが愚者家童の為と云ふに至つては（それが仮令謙退の辞であるにしても）、益漢字が広く国人の生活に浸潤して、既に国字たるの勢を致している事が想見される。名義抄より百年乃至百數十年後に出たのであり、當時記録体の文章及び戰記文學、諸種の説話物語・法語類の和漢混濁文が盛に作られてゐた事を想へば、かかる字書の出現も当然であり、本書の如きは要するに時代文化の必然の所産と見るべきであらう。（「国語学史概説」七四一七五頁）

以上の諸家の説の外にも、筆者の管見の及ばないところに右とは全く別の卓説が存するかも知れないが、今しばらく右に限つて論ずることにする。色葉字類抄の性格を論定するにあたつて、諸家は、その辞書（又は字書）としての体裁の点

から多く論ぜられている。辞書の組織は、編者の意図する所の反影として極めて尊重すべきであるが、組織の外には、その内容として登録せられた語や字の性質を重視しなければならない。又、序文において本書編纂の趣旨を述べているところも、参考すべきであるが、この色葉字類抄の場合、甚だ簡略であつて、

「叙曰、漢家以音悟義、本朝就訓詳言、而、文字且千、訓解非一、今、揚色波之一字、為詞條之初言、凡四十七篇分為兩卷、篇中勒部、為令見者不劳眸也、字下付訓、為令愚者可指掌也、但外人不見、見而可咲、以授家童、欲無市閱、於脫漏字、役人補之云爾。」

百字に満たない、この九十六言から、今人の眼を以て如何なる事を帰納するも自由とはいえ、あまりにも簡にすぎる。諸家の説は、その組織・体例などから又先行諸書のそれらとの比較の上から立てられたと覺しいが、内容なる語の性質についての顧慮は、さして十分であるようには思われないのである。前引文に

「名義抄の……本書は更にその理解消化の基礎に立つて、これを日常文の上に自在に駆使せんとするものであり……」

「その（本書編述の）目的は實に当時の実用文を草す人の用に供するにあつたことは明かである。……」「……世俗字類抄、色葉字類抄の如きは平安時代末期に成立し、一般階級の日常の要求に応する様になつた。」

「一（綺語抄や和歌童蒙抄）は分類体、（色葉字類抄）は伊呂波引、一は古語に見える難解の語を集めたもの、一は一般に用ゐる普通の語を収めたものといふ差異を別にして、……」

各家の説は殆ど一致して、色葉字類抄の中に収められた語が、日常的のもの、実用のもの、一般に用いる普通の語であつたように理会しているようである。本稿筆者は、この点、即ち色葉字類抄に収められた語が、日常のもの、一般人の普通語といふ漠然とした云い方で指示されてもよいものかどうか、ということについて端を発しているのである。それは、一つには、先行の辞書類聚名義抄のふくむ語との比較の上で、第二には、後々示す他の面から、疊字門の中の訓読するものなどもやはり、日常的といふるもののかどうかということである。

以下、筆者の調査にもとづいて大体を述べる。詳しく、すべての語の例を枚挙すべき手順であるが、紙幅の都合上極度に省略を加えた。

色葉字類抄は、周知の如く伊呂波引にして分類体を併合した組織を有している。その分類の門は、いろは各部にすべて常に備わつてゐるわけではなく、たまたま、その分類の門にあたる語が存しなければ、必然にある部のその門は缺けてい

る。しかし全体を通して見ると、

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 天象 | (2) 地儀 | (3) 植物 | (4) 動物 | (5) 人倫 | (6) 人体 |
| (7) 人事 | (8) 飲食 | (9) 雑物 | (10) 光彩 | (11) 方角 | (12) 員數 |
| (13) 辞字 | (14) 重點 | (15) 聲字 | (16) 諸社 | (17) 諸寺 | (18) 国郡 |
| (19) 官職 | (20) 姓氏 | (21) 名字 | | | |

の二十一門があることになる。この中、(13)(14)(15)(21)を除くと、語の意義を一定の範疇に分けて類をつくつたものといつて差支えない。これら多数の門に收められた語は大体に体言が多いようである。(13) 辞字は、(→漢字一字の訓としての語形をもつていて、今日の文法上の品詞でいうと、動詞、形容詞、形容動詞、形容動詞の語幹となる体言、副詞、助詞、助動詞と呼ばれるもので、その中には漢文訓説に導かれて成立した定訓があり、又複合語形もある。(況イハムヤ、者ハ、可ヘシの類) (1) 漢字一字の字音をもとにして成立した語形で動詞なるもの(報ホウス、封ホウス、斃ヘイスなどの類) 及び漢字一字の字音語で、体言なるもの(篇ヘンなどの類)であつて、その内容は錯雜しているが、大体において他の意義分類の中には收めがたいもので、一字の漢字をあてて書くべきものをとつたものと考えられる。しかし卒然として見れば、(7) 人事門に「人事付術芸并産業」の首題目を以て一括してある語群とは必ずしも明確に分けがたいものがある。即ち、人事門にも、動詞・形容詞・形容動詞などがよくまれているがらであつて、動詞・形容詞などを人事と、辞字とにわかつて次第す

る根底の考えは、今日から見では曖昧なものといわなければならぬ。しかし、辞字の方は人事門に、二字・三字に及ぶ語があるのに比して、徹底して漢字一字のものたるところに差が見られるのである。

したがつて、辞字の門の立て方は、「辞」の字という意識にもとづくものとは考えられるが、その際の「辞」が「てには」に十分対立するような「辞」ではなかつたらしい。本書の「辞字」には「てには」にあたる語がふくまれているのである。極めて概略的にいえば、「物の名」(前掲のごとく、(13)(14)(15)(21)を除く門の語) とこの「辞字」が「てには」の類をふくみつゝ大きく対峙する関係に立つのではなかろうかと思う。後のことはあるが、「てには」「物の名」「詞」と三つが対立して考えられたのとは聊か異なり、なお未分化であるとはいいうが、ともかく、「辞字」の門は、恐らくは体言について語の意義をわけたと考えられる他の門(重点・聲字をのぞく)とは、別個の観点、何らか語性の差異を意識した分類門名であつたことが知られよう。

又(4)「重点」にしても、同じ字を重ねて書いた二個の漢字の全訓又は全字音としての語形を有する語を一括した門名であつて、明かに外形、重視した分類門名である。又(5)「聲字」はいはゆる熟字・熟語の類であつて、この門では、全部字音でよむものが先に、全く訓でよむものが後に次第され、そのそそれの中では、二字のもの、三字のものの順にならべられ

てしる。このことも、語の表記せられた時の形態についての意識が極めて強いのであつて、これは他の辞字・重点を除く諸門の意義分類とは異なつた基準によるものである。このようにして見てくると、假名の三門は、本書全体が、いろは引分類体字書といわれるにしても、やはり門の立て方の基準において特殊であり、むしろ大きく他の諸門と対立し、かつこの三門に收められる語の数量のかなり多いことからみて、本書の性質上、決してかりそめに看過出来ないものである。

但の「名字」は後世の節用集類などにおける「名乗字」にあたるものであつて、節用集などにおいて、巻末に附録せられた例の尠くないよう、これ又別個のものとして取扱うべきものであろう。純粹に意義分類の一門として立つべきものではないと思われる。

かくして、色葉字類抄の二十一門の分類は、実は、その門の分立の基準・根底において異なるのがあるのであつて、これは、單語の意義分類の限界点を超えるとする努力のあらわれでもあつて、極めて語学的な興味の深い現象といわなければなるまい。

とにかく、このような状態における「豊字門」の語のことを筆者は考えて見ようとしているのである。

さて、豊字門は、

か、よ、た、れ、そ、つ、ね、な、ら、む、う、ゐ、の、お、く、や、ま、け、ふ、こ、え、て、あ、さ、き、ゆ、め、み、し、ゑ、ひ、も、せ、す
の四十七部に完備しているが、通常その各部の門の中で、後に近い個所には、その漢字を訓読せしめる語が一括して掲げてあること既述の如くである。しかし乍ら、四十七部すべての豊字門にそれがあるのでなくして、
ろ、へ、り、る、れ、ら、け、
の七部には、訓読の豊字が存しない。この中の、「ろ」「り」「る」「れ」「ら」については、この字書の性質が、語の頭音によつて大きく部類したのであるから、ラ行音ではじまる語が、日本固有語には存しなかつたのではないかという常識によつて直ちにうなづかれるのである。
「へ」の部は前田家本・黒川家本共に存しないのであるが、この「へ」の部の豊字門のあとに位すべき「諸寺」・「諸社」の門名も見えないで、「官職」に直接しているので、或は、これら兩種の出た原本が既に缺いていたのかも知れないが、本来存しなかつたのであらう。というのは、次の「け」の部の豊字門においても、「へ」の部と同様の事情であつて、考えるに、手許の類聚名義抄の訓索引などを見ても察せられるが、「け」「へ」を頭音に有する固有語も決して多くなかつたといふことにもとづくのである。又、後に明かになるように訓読の語には漢文訓読系のものが主力を占めることからして、なほ一

層さよな結果になつたものと思われる。

以上で、本色葉字類抄における疊字門の訓読の語の具体的な記述に移り得る準備が出来たかと思う。

三

この疊字門の訓読の語は、いかなるものかを論定するにあたつて、任意の部、「イ」の部を例にとつてその実際の姿を示すこととする。

疊字門では、字音よみの語が先行しているが、その排列は二字のが先で、長疊字としての字数三、四のものが次に来ている。即ち、漢字の字数による排列が大きくしてあつて、二字のものの中では、この疊字門特有の意義分類が施してある。当面問題の訓読の語の方には、訓読の語形としての面からは格別の秩序は与えていないようで、字数の三字四字に及ぶものは、後の方に排列してある。先に触れた「辞字」門では一音節語・二音節語から順に多音節の語を排列したのに比する。この疊字門の訓読の語は、語形によらず字数によつて次第しといふのであるが、事実上は、三字、四字の語のない門が多いからその排列の原理は判然としない。「イ」の部でいうと、

4 イヨ、カナリ

5 イハユル
6 イロメク

7 イカン
8 イカニイハンヤ

9 イクソハク
10 イサ、カ

11 イフナラク

12 イヤメツラナリ
13 イトヲシ

14 イサ(イサシラス)

15 イツレ

16 イサハ

17 イツチカイヌル

18 イカリフツクル
19 イカ、セン

20 イカメシ

21 イラ、ク
22 イマヨリコノカタ

23 イトコニシテカ
24 イサム

3 イサナフ
2 イツカ(イツシカ)
1 イキサシ

引唱
早晚
氣調

森然
所謂
飄悠
如何・云何・奈何・其奈
幾多・幾何・何所・所幾・微譏
何況
幾多・幾何・何所・所幾・微譏
屑少
聞導
長今
糸惜
不知
孰與・何焉
去來・帰去
何違
冰殆
何為
威猛・器量
利鬼
今來
於何
半漢・勇堪・浦艾
簡略

刑罰・警策・禁固

イマシム

イトナム

経営

イロコノミ

好色

イルカセニス

固辞

イヤシ

勿諸

イフカシ

足夫

イチシルシ

不審

イラス

未審

イロキビシ

潔齋

イサキヨシ

清澄

イマヤウスカタ

時勢粧

イントナム

云為

イクソハク

幾何

イクハク

奈何

イクソハク

如何

イカソハク

云何

イカソハク

イカソハク

イキサシ

イカソハク

イツカ

イカソハク

引唱

イカソハク

(仮中ノ四四)

の五十七語(句)が、右のごとき排列で、しかも、語として同一語形であれば異なる漢字の連結形式のものをも列挙する方式をとつてゐる。

今、右掲の、「イ」の部の場合について、先ず、類聚名義抄観智院本のふくむ語との比較を行つてみると、名義抄に、当該訓に当該字のある例は、

(名義抄中の所在)

(僧下ノ一一一)

(僧下ノ一〇一)

(僧中ノ四四)

(27) (24) (19) (18) (17) (16)	(15) (14) (11)	(9) (7) (6) (5)
幾多	幾何	飄悠
イクソハク	イクソハク	イハユル
イカソハク	イカソハク	イロメク
(僧中ノ四〇)	(僧下ノ八)	(僧上ノ八)
奈何	云何	(僧下の五五)
イカソハク	イカソハク	(法上ノ四九)
イカソハク	イカソハク	(僧下ノ四〇)
イカソハク	イカソハク	(僧中ノ四〇)
イカソハク	イカソハク	(僧上六〇、僧中四〇)
イカソハク	イカソハク	(僧下六〇、僧中四〇)
イカソハク	イカソハク	(僧中ノ四〇)
イカソハク	イカソハク	(僧下ノ一三五)
イカソハク	イカソハク	(法上四五)
イカソハク	イカソハク	(僧中ノ三三)
イカソハク	イカソハク	(僧下末一五)
イカソハク	イカソハク	(法下ノ一三五)
イカソハク	イカソハク	(僧上八)
イカソハク	イカソハク	(法上八四、僧下八一)
イカソハク	イカソハク	(僧上四七)
イカソハク	イカソハク	(法上四四、僧中三六)
イカソハク	イカソハク	(法上六)
イカソハク	イカソハク	(僧中一一一)

(31) 勿	勿諸	イルカセ	(法中)
(32) 足	足夫	イヤシ	(僧下)
(33) 不	不審	イフカシ	(法下)
(34) 未	未審	イフカシ	(法下)
(35) 綵	綵繖	イロキヒシ	(法中)
(36) 時	時勢粧	イマヤウスカタ(法下)	(法中)
(37) 勢	時勢粧	イマヤウスカタ(法下)	(法中)
(38) 粧	時勢粧	イマヤウスカタ(法下)	(法中)
延の個数にすると三十以上になる。			
義抄と一致するのは、色葉字類抄の一部についても、ほど同様に云うこと			
て、他の各部については詳しく述べ			
る明かな事実であつて、「イ」の部			
例を数字で示すと、			
「は」	二十例中	十一例	
「に」	十一ヶ	五ヶ	
「ほ」	二十一ヶ	三ヶ	
「と」	十二ヶ	五ヶ	
「ち」	五ヶ	三ヶ	
「ぬ」	三ヶ	ナシ	
「わ」	七ヶ	ナシ	
「を」	十一ヶ	一例	
「か」	三十八ヶ	十四例	

(30) 勿諸	イルカセ	(法中八三)
(31) 足夫	イヤシ	(僧下一一一)
(32) 不審	イフカシ	(法下四八)
(33) 未審	イフカシ	(法下四八)
(34) 揭焉	イチシリシ	(仏下本五五)
(35) 絲緻	イロキヒシ	(法中一四)
(36) 時勢粧	イマヤウスカタ	(法中一三五)
で、延の個数にすると三十以上になる。(4)このように、先行の名義抄と一致するのは、色葉字類抄の所收語の性質の一端を物語る明かな事実であつて、「イ」の部の場合のみならず、他の部についても、ほど同様に云うことが出来る。今、煩を厭うて、他の各部については詳しく述べないが、右のような一致例を数字で示すと、		

「た」 「そ」 「の」 「ね」 「な」 「む」 「う」
「ぬ」 「の」 「お」 「く」 「や」 「ま」 「め」
「こ」 「え」 「よ」 「あ」 「れ」 「き」 「ゆ」
「ぬ」

十八ノノ
七八ノノ
四四ノノ
十四ノノ
十二ノノ
五例ナシ
一ク八ク
五ク八ク
十二ノノ
二例ナシ
二十一ノノ
十二ノノ
一ク三ク
二ノノ

「み」

十六ヶ

五ヶ

「し」

二十三ヶ

八ヶ

「ひ」

十五ヶ

八ヶ

「も」

三ヶ

二ヶ

「す」

十三ヶ

二ヶ

「せ」

二ヶ

ナシ

「な」

七例

ナシ

となる。すべて概算であつて、又、名義抄・觀智院本の本文も十分完備したものでないのに、一方の不完備な本文たる色々字類抄との比較は、密なものとはいえないけれども大体の要は把握出来る筈である。即ち全体の合計で示せば、本書の畳字門の訓読の語であつて、しかも名義抄に、その字面で、同訓で既に見えているものは、金体八〇九の中二五五になる。約三分の一近くが、そのまま名義抄と相重なるという勘定になるのである。この傾向は、「辞字」門における单字とその対応関係についても、名義抄・字類抄間に発見出来ることであつて、恐らく「物の名」にあたる部分に和名抄から引ついだものが少くないということの証明が可能に思はれること、相並んで注目すべきものと思われるるのである。

四

第二に、訓読の語は、例へば「イ」の部については右にあげた如くであるが、それらは日常的な語であるかどうか。今一々の語の性質を詳細に考証する違がないから調査の結果を先

ず結論的に示することにする。

先ず注目されるのは、いわゆる文選讀の語の訓読の部分にあたるもののが存することである。「イ」部では、比較的少く「氣調」「綵織」の二語に留るようであるが、全般的に数量をして示すと次の如くである。(この調査では文選讀の語かどうかを定めるにあたつて、名義抄・溫故知新書のごとき辞書の外に、遊仙窟の二古鈔本、神田本白氏文集卷三・四など手近の複製ものを急ぎ披見した程度にとめてあるから遗漏があることと思うが読者の諒を乞う。後にもいう築島氏の論文をも又参考した。)

「は」

半面

ハタカクル

歎獲

ハオトシテ

岌峩

ハタメク

含嬌

ハチシラフ

「に」

卒専

ニハカナリ

造次

ニハカナリ

「ほ」

髪號

ホノカナリ

「と」

膘狡

トキモノ

「ぢ」

最負

チカラヲコシ

「わ」

握躡

チケシ

「を」

蒙籠

ヲクラシ

自然

ヲノツカラ

懲慄

ワヒシ

「か」 懲罰 ワツラハシ
忸怩 カホアカム
參差 カタカヒナリ

蕭瑟 カスカナリ
蕭條 カスカナリ

「よ」 尋常 ヨノツネ
遙遠 ヨロホフ
容貞 カホハセ
邂逅 タマサカ
盤桓 タチモトホル
彷徨 タチモトホル
躊躇 タチモトホル
徘徊 タチモトホル
彳亍 タチモトホル
窈窕 タチモトホル
婀娜 タチモトホル
嬪娟 タチモトホル
委迤 タヲヤカ也
媿竊 タヲヤカ也
嬪娟 タヲヤカ也
悠忽 タクシテナリ

「そ」 縱歸 タナヒク
輜糧 ソハソハニシテ
「ね」 丁寧 ネンコロナリ
懲懃 ネンコロナリ
故故 (ニネタマシカホニシテ)
遙遠 ナコヤカナリ

姍娜 ナナメニ
旁観 ムラカル
形迹 ウトム
延遺 ウチハヤシ
可怜 ウツクシケナリ
喧嘩 ノノシル
「の」
「く」
「や」
「ま」
「ふ」

續紛 マカフ
肝衝 マニアケス
真成 マメヤカニ
蹉跎 フシマロフ
踴躍 フミニシル
奩耗 フクタム
「か」 懲罰 ワツラハシ
忸怩 カホアカム
參差 カタカヒナリ
蕭瑟 カスカナリ
蕭條 カスカナリ
「よ」 尋常 ヨノツネ
遙遠 ヨロホフ
容貞 カホハセ
邂逅 タマサカ
盤桓 タチモトホル
彷徨 タチモトホル
躊躇 タチモトホル
徘徊 タチモトホル
彳亍 タチモトホル
窈窕 タチモトホル
婀娜 タチモトホル
嬪娟 タチモトホル
委迤 タヲヤカ也
媿竊 タヲヤカ也
嬪娟 タヲヤカ也
悠忽 タクシテナリ

跋扈 フムハタカル

「ご」

遑躊

コエスクル

「あ」

卓犖

アハツ

周章

アヒモトホル

嶺喇

アヂキナシ

無事

アヂキナシ

無端

アクタハカリ

薹芥

ミヤヒカナリ

「き」

伶俜

ミヤヒカナリ

窈窕

ミヤヒカナリ

雅妙

ミヤヒカナリ

向上

ミラロス

直下

シタラカナリ

「し」

櫛櫻

断絶

スクレタリ

「み」

窈窕

ミアク

雅妙

ミヤヒカナリ

向上

ミラロス

直下

シタラカナリ

「ひ」

端仰

固護

ヒタヲモムキ

など。又、「故々」(ネタイカナ)は、「遊仙窟」大須本では、「トネタマシカホニ」になつてゐるが、遊仙窟 醍醐寺本では、「故々」(コエタマシカホニシテ)となつて、「——ノ——」「——ト——」の普通に見られる文選読みの形式とことなつてゐるのは、やゝ注意すべきことではないかと思う。築島裕氏の「文選読考」(国語と国文学、昭和二十六年十一月号)によると、漢文訓読みする文選読みの形式は「字音語十ト(又はノ)十和語」に限られる、といふが、そのように云い切れるかどうか、「遊仙窟」醍醐寺本は、この「故々」のところのすぐ上に、「側」(ツカナル)、「」というように、何時の訓点かは詳かでないにせよ字音をも仮名であらわに記したところがあるので「ココニ」を行字とするのはやゝ速断であろうからこゝに注意しておく。さて同氏によれば、「文選読みは専くとも、平安朝からは稀に行われた」といえる由である。上掲論文にくわしく掲げられた古訓点本の実例は、平安朝代だけに限ると、數十例あるが訓点本全体としては極めて専いのみならず、大体難解の語の上に行われたと結論せられている。今、この氏の結論の当否を詳しく論じて居られないが、文選読みがわずかに数十例、平安朝古訓点の夥しい中から拾い出されるに過ぎず、しかもそれらが難解の語なりと理解してよいとするならば、ひるがえつて、色葉字類抄置字門において右に抄出したごとく、文思われるものに、例えば

蔵麿

シナフ

鈴鳴 ノノシル

「ご」

跋扈

コエスクル

「あ」

卓犖

アハツ

周章

アヒモトホル

嶺喇

アヂキナシ

無事

アヂキナシ

無端

アクタハカリ

薹芥

ミヤヒカナリ

「き」

伶俜

ミヤヒカナリ

窈窕

ミヤヒカナリ

雅妙

ミヤヒカナリ

向上

ミラロス

直下

シタラカナリ

「み」

窈窕

ミアク

雅妙

ミヤヒカナリ

向上

ミラロス

直下

シタラカナリ

「ひ」

端仰

固護

ヒタヲモムキ

「す」

断絶

スクレタリ

の七十三が先ず指摘されよう。これらは、先にふれた名義抄と一致する二字熟合の語とも部分的に相違なるものであつて、従つて名義抄の方にも、文選読みの語が必ずしも少くないことを証する。右の他に文選読みをしたのではあるまいかと思われるものに、例えば

選読の訓読の部分の多いことは極めて重要な意味を我々に物語るものと言わねばならない。本稿の筆者は、文選の語が否かを検するに当つて、先に云つたように「温故知新書」の如き後の時代のものを参考したのは、主として、その書の語に異常に文選読みの語が多く收められて居り、且つ出典を注記しているのを寄貸としたからに外ならない。しかしその際の出典は、多く「文選」「尚書」「遊仙窟」などであつて、それらが、鎌倉時代以後書写の訓点本又は新たな加点本をのみ採用したものであると仮定しても、それらに古訓が全くなくして、当代の形式内容のものにのみ限るということは断言できない筈である。むしろ、この書においても、色葉字類抄を中継として、名義抄につらなる性質の語をふくむことを、逆に前代の古訓を部分的にでも反影しているものであると考えたいのである。とにかく百歩をゆずつ見てても、この畠字門の中に、文選読みの語の訓読の部分をとつたものがかなり存するということは、本編筆者の深く注目する第二点である。文選読みの語が、平安時代から後の時代に長く、文学作品表現の中に、活用されて来た事実を知つてゐるが、しかし平安時代において仮に数十例と考へられるそのすべてが後代に、日常語として使われ、書記され、説解されたという確証は存しないのみか、むしろ特殊な場合、たとえば漢文訓読といふような、伝統的な学問の作業の中において、主として保存されたと言わわれてゐることに照らして見ると、国語の語形

から、その語を書記する漢字を求める字書・辞書の場合、文選読みの語の漢字の字面を示すことが、一体、日常語・一般人の普通の語の登録だといふのであるか、私は疑う。もちろん、「日常」とか「一般人」とか、「普通の語」というい方は、殆ど無規定だから、何とでもいい逃れられるであろうが、類聚名義抄との間に明確な一線をひき、国語字書としての大飛躍として、色葉類抄を考へる際に、そのふくむ語群が、すべて日常の実用に供せしめらるべきものであつたといふのは、論理的にも飛躍がありすぎ、事実も決してそうとみは云い切れないものである。

五

さて次に、三巻本色葉字類抄自身の内部から、もう一度、この畠字門の訓読の語を調査して見ようと思う。それは、畠字門の前半の字音語の記載において、音訓を併記した語との対照という作業を通して考へ得られることがあるからである。各部の畠字門の語の排列は、前に述べたように大体の意義分類の「部」と「分」が、立つてゐるから、それによつて秩序を立ててみるとことが出来るが、その二合漢字の字音よみを語形として登録した語の中に、訓をも併記してあるものが時によつてとえば、「イ」部では「陰 晴 イムセイ」とある一類と「以往 イカタウ」とある一類であつて、前者は、一字一字についてその代表的な定訓を示したもの。後者は、熟合したもの

全体に対する訓であつて、その際、漢字一字を必ず国語二語に翻訳代置するといふ原則は存しない。たとえば、「イ部」「幽閑」イウカン、「ハ部」「放逸」ハウイツのようだ。このよ

うな音訓併存の字音語は、全部について見ると、

「な」	「ね」	「つ」	「そ」	「れ」	「た」	「よ」	「か」	「わ」	「を」	「り」	「ち」	「と」	「へ」	「ほ」	「は」	「る」	「い」	「は」	「お」	「の」	「く」	「や」	「ま」	「け」	「ふ」	「さ」	「あ」	「て」	「え」	「こ」	「き」	「め」	「み」	「し」	「ひ」		
3	1	2	8	5	15	4	22	5	4	17	14	11	15	9	2	25	1	11	19	3	61	1	3	4	19	15	6	19	8	16	23	36	3	5	24	1	1

「ら」	6	「も」	「せ」	「す」	「う」	1	「」	10	30	2
以往	イワウ	放縱	ハウシヨウ	懊然	ハウゼン					
班給	ハンキフ	跋扈	ハツコ	彷徨	ハウクワウ					
俳個	ハイクワイ	浦艾	ハイカイ	半漢	ハンカン					
鷦鷯	ハウヒ	柔弱	ニウシヤク	憮然	ハウゼン					
平懷	ハイクワイ	徒然	トセン	木強	ボクキヤウ					
擁躉	トモシナヲトク	森然	リソセン	頓首	トンシユ					
解縛	カイラム	賄賂	ワイロ	籠鐘	リヨウシヨラ					
擎攫	トコヅリラフトリクムコトナリ	簡略	カソリヤク	睡眦	カイサイ					
威儀	タクヤウ	通夜	ツウヤ	庭弱	チガラナシ					
經營	キキ	令月	レイケツ	了別	ミツナナリ					
眷吁	タキ	威猛	キマウ	透進	キイト					
刑罰	ケイハツ	通夜	ツウヤ	蹊蹠	タマラフ					
聞建	ケイエイ	威猛	キマウ	透進	キイト					
警策	ケイサク	刑罰	ケイハツ	蹊蹠	タマラフ					

これら四九五語であつて、その中、訓が、そのまゝの語形で、他の畳字門の訓説の語として再出するものがある。それは

浮右	フタウ
興販	コウヘン
ノイフセリ	
偃臥	エンクワ
フシマロフ	
蹉跎	サタ
スキシカラ	
既往	キワウ
ヨモスカラ	
終齋	シウセウ
サカカリ	
酒獵	ユライ
ヨノツネ	
尋常	シムシャウ
ヨハシ	
微弱	ヒンフン
スコソハカリ	
少間	シンド
サツサン	
寂寥	セキハク
△印は後の補筆のもの	

の七十一語が、その大略である。畠字門の中で訓読の語は、その約七分の一は字音語の部において訓を与えられたものと一致するのである。字音語として採録され乍ら、訓のある語全体四九五の中には、実は、先にあげた第一の類の「陰晴」のように、单字について訓を附したもののが相当数を占めていて、それらは、畠字門中の訓読の部には再出しない。それは、いわば、单字の訓の二個の連結にすぎないから、畠字の翻訳語形の一種ではあっても、具体的にそのように国

語としては必ずしも用いられたのではないことを示す。後世の節用集類で漢字の左側に单字毎に訓を附した方式と相似したものである。これらの類の訓を有する語に比すれば、第二の類のもので、今列挙して来た類の再出する語は、その字音よみの語形も、又訓読の語形も共に、その漢字をめぐつて独立したかのように考えられるのである。しかし、それともも、先にあげた文選読みの訓の部分を語形として掲げられたものの表とならべて見れば、判明するように、相重なるところがかなりあるのである。この点からすると、それがすべて日常の文章表記という言語行動において、もつとも普通であつたとは、先にのべたとおり速断出来ないわけである。まして名義抄のごとき漢字字書の所收語と相掩うような性質を濃厚に保留しているのであつて、この字類抄が、如何に組織、体例の上で画期的なものであつても、その内容において古いものを多く受けついでいることは否定し去ることが出来ない。

かくて、色葉字類抄の畠字門の訓読の語は漢文訓読的な言語行動の圈外に遠く及んで日常的であつたといふよりは、やはりなおかなりの位置を漢文訓読的教養にも与えていたのではないかと思われる。しかし乍ら現存三巻本色葉字類抄は、そのテキスト自体の缺陷ということを別にしても、既に日本的な歪曲、日本化現象といふべき種類の事項をその中に相当に含んでいるのであり、学者も既にその一端を述べたことが

ある。(5)

六

さて、右のようにして、色葉字類抄について、その極く部分的な語彙の性質について論を進めて来たのであるが、更に退いて、從来の国語学において、この種の古辞書を、どのように位置づけてきたか、前引のものにふれて反省して見ようと思う。

本邦において編纂せられた辞書についての研究は、国語学史的な立場から盛んに行われ、「国語学史」と名づけられた、諸先達の著書には、書誌的研究の範囲を超えて内容に立入つた卓見も尠からず現われてゐる。

先に引用したので、橋本進吉博士の手に主として成つたといふ「古本節用集の研究」(大正五年三月、上田万年博士との共著)の中の第五章・第六章の如きは我が国の明治時代迄の辞書の略史としての纏つた記述の近い例であり、やゝ古いものとしては近世末の原田篤胤の「古史徵開題記」の「上ノ件三典に添説すべき書等の論下七」(岩波文庫、三九〇頁以下)の敍述がやはりその一つと見られる。又、黒川春村・木村正辞にも古辞書についての略説がある。これらの辞書史の研究の述作については、筆者としては既に、「増補改訂日本文学大辞典」別巻(昭和二十七年四月刊)の「辞書」の項目において、その大概を記しあおいたから、本稿には再び触れないでおくが、ただ一言つけ加えたいことがある。

辞書は從来から、右のよう日に歴史的な立場から研究対象となつた外に、又、その本来の編述の趣旨から云つても明かなように、その内容たる語およびその意義、その他あらゆる記載事項が、古語研究上、古典解釈上、又は当代の日常言語生活の便宜の為に利用されて來た。平田篤胤の「古史徵」の開題記は、古史成文のための徵證たる古史徵に採用する古典の概説に外ならぬから、篤胤が本邦編述の古辞書類について略説した趣旨は、いわば、国史研究に活用しうべき古文献——主として古語を収めたる淵叢という性格を、古辞書に看取していたということになる。したがつて、必ずしも純粹に、近代的な国語学史的立場を保有していたとは云えないのであつて、むしろ、いいうるとしたならば、国語史的研究の立場から古辞書を順次解説したということになるであろう。今日われわれは辞書を、古語辞典であれ方言辞典であれ、日常は、実践的な言語生活の必要に応じて、之を用いるという習慣であつて、辞書が一般人の場合に保留してゐる意義は、極度に実用的な功利性について認められる。しかし乍ら、古辞書の場合には果してどうであろうか。端的にいふと、古辞書は現代人にとっては、既に過去のものとして、実用性を有していないとせられるのが普通であり、学史的に研究する立場は、全く専門学者のものとなつてゐるのである。一般人にとっては、成程、古辞書は、文字通り過去のものであつて差支えがないであらうが、国語学としては如何、又、やゝ範囲を広く

して過去の時代の文化現象を取扱うものにとりてどうであろうか。

さて、古辞書は、このように、国語学史的な立場で研究が進められつゝある。そしてこの研究の成果によつて、古辞書の性格を弁えながら、古辞書が内容として含んでいるところの、国語史的事実の諸項を利用する一群の人々がつづく。極めて順当な手順ではある。しかし、筆者は一つの疑問に逢著している。それは、古辞書なるものは一体、国語学史的現象なのか、それに終止するのか？ ということである。一つ一つの具体的な古辞書は、時代をへだつゝ、ならべられ、それらの間の系譜がたどられ、前者、後者の影響関係が調査され、そしてこれらについての記事が集まつて、辞書史と銘をうたれて一巻の書となる。そのことはそれでよろしいが、しかしそれが、一体国語学史なのか、少くとも「国語学史」といつて、「国語史」と峻別されるべきものなのか。いわゆる「国語学史」という著作は、古代においては、国語の自覚、国語に関する意識、又ひろく言語意識といるべき現象を必ずといってよい程、取あげている。国語学史を、日本における言語意識の発達のあとづけ、言語研究の目的と方法の史的展望、と解するにしても、古代における現象はいわば、国語史的事実、国語史的現象といつても一向に差支えないものではないかと考えられる。又、反面、もし本稿の筆者の場合、辞書は（古辞書をも含めて）漠然と考えられているごとく、必ず実

用されるものであつて、しかもその故に、必ず読む為のものか、又は書く為のものであるかであるならば、それが盛んに利用されたような場合にはその辞書の成立することは、直ちに、一般的の国語史的な事実と同様の意義を当代においても、有したのではないかと考えられる。筆者の言葉足らずして、誤解を招くかとも思うが、とにかく、辞書一主として古辞書一を国語学者があつかう場合、国語学史的な立場と、国語史研究の立場と両方が存するといわれていることは分明であるが、しかし、国語学史的立場といわれるものが、必ずしも分明ではないのである。

筆者は更に右のことから、種々の疑問に導かれて行く。もし辞書は、古辞書をも含めて、必ず実用されたという想定の下にその意義を考えるならば、その辞書の学史的意義、或はその他の意義は、単に、その成立の時代・作者・体裁・そのふくむ語彙の性質からのみ考えるべきではなく、むしろいかに利用され実用され、言語生活の血肉として採取されたかの、影響の面から論定すべきものと思うのである。その辞書の影響という項目の下には、通常後代の辞書への影響といつて点のみが強調されていて、いわば、国語学史的事実のみが追求されて来たようになり筆者は考えるのである。筆者は、もし右のべたようにいうことが許され、古辞書を国語史的事実としても考るべきであるとするならば、かかる影響をこそ十分測定してかゝる要があると考える。従つてわれわれが古辞書をあつ

かうということは、第一に、書誌学的事実に年代的排列と解説を与える、その間の影響関係を見て系譜を立てるとの外に、第二には、その辞書の時代の（多くの場合前代からのもの）を極めて多くふくむが）国語史的事実の淵源として、国語史の記述（狭い範囲では、語誌の記述）の際の資料としての価値を決定すること、勿論、この場合には、本稿が前半において、一例として試みたような批判が必要であるが。第三には、一つの辞書が成立してから後、実践的言語生活に対して有した意義を、正確に測定すること。以上三つの観点、論点を常に総合して、はじめて、辞書をあつかう根本的な態度がとるべきのうのではないであろうか。

筆者は、国語学史家が、書誌学的な研究に専心することについて、十分の尊敬を吝まないし、又自らも多くの関心を寄せてはいるけれども、辞書を正しく評価し、利用し、その歴史的位置づけを決するには、なお多くのことが等閑に附せられてあるようと思うので、敢て一言して本稿を閉じる。

註

- (1) 十巻本については伊呂波字類抄と書く事が古くは多かつたようであるが、ここで橋本進吉博士は二巻本・三巻本・十巻本をふくむ汎称としてこの称を採用されたのである。便宜的に三巻本及それ以前のものを色葉字類抄、十巻本を伊呂波字類抄と書き分けることが出来ると思う。
- (2) 篆隸萬象名義、新撰字鏡、類聚名義抄などを指す。

□受贈誌（昭和三十年三月末現在）

- | | |
|-------------------|----------------|
| 人文科学紀要（第五卷） | お茶の水女子大学 |
| 樟蔭文学（第六号） | 大阪樟蔭女子大学 |
| 近世文芸（創刊号） | 日本近世文学会 |
| 文学部記念論文集（創立六十五周年） | 関西学院大学文学部 |
| 国語（第二卷第三号） | 東京教育大学国語国文學会 |
| 年報（五） | 国立国語研究所 |
| 人文科学研究（第一輯） | 明治大學経営部人文科学研究所 |
| 国文論叢（第三号） | 神戸大学国語国文学会 |
| 立命館文学（十一、十二） | 立命館大学人文科学研究所 |
| 跡見学園国語科紀要（二） | 跡見学園国語科研究会 |
| 女子大國文（創刊号） | 京都女子大学国文学会 |
| 紀要（第三集） | 実践女子大学 |
| 国語国文学報（第四輯） | 愛知学芸大学国語国文学会 |
| 女子大文学国文篇（第七号） | 大阪女子大学 |
| 埼玉大学紀要（人文・社会科） | 埼玉大学 |

(3) 橋本博士の説についての批判であり、「国語学史」（昭和十八年刊）では「古本節用集の研究」の名をあげている。

(4) 「」にくつてあるのは、色葉字類抄の本文に誤写があると思はれるのであるが、今しばらくそのままにした。

(5) 「いわゆる重箱説・湯桶説について」（成城文藝第一号）
(本学講師)